商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見公募要領

令和７年７月１８日
経済産業省中小企業庁
経営支援部小規模企業振興課

１．意見公募の趣旨・目的・背景

令和７年３月に、中小企業・小規模事業者政策基本問題小委員会における議論の結果を踏まえ、小規模企業振興基本法（平成 26 年法律第 94 号）第 13 条第１項に規定する小規模企業振興基本計画（以下「基本計画」という。）が変更されました。

変更された基本計画では、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第 51 号。以下「支援法」という。）第７条に規定する経営発達支援計画に関し、都道府県は、商工会・商工会議所と連携しながら、地域の特性を踏まえた内容について継続的に検討を進めることが求められると記載されました。

これを受け、経営発達支援計画の経済産業大臣による認定等についても、地域の特性を踏まえたものとなるよう見直しを行うこととなったところ、この実効性を担保するため、本政令案において、商工会・商工会議所や地方公共団体、地域の小規模事業者と日常的に連携しており、地域の実情をよく知る経済産業局長が認定等を行うよう支援法第 13 条に基づく権限委任をするための改正を行うこととなりました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
（２）窓口での配布
経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
（東京都千代田区霞が関１－３－１　経済産業省別館６階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和７年７月１８日（金）～令和７年８月１６日（土）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付してください。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒１００－８９１２
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課
パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送りください。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、以下のメールアドレス宛てにお送りください。

メールアドレス：　bzl-syokiboka-renkei@meti.go.jp

（電子メールの件名を「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案に対する意見」としてください。）

※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省中小企業庁経営支援部小規模企業振興課　パブリックコメント担当　宛

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）